

(回路配置利用権等の登録に関する政令の一部改正)  
**第一百一条** 回路配置利用権等の登録に関する政令（昭和六十年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第一号から第三号までを次のように改める。

- 一 国立研究開発法人情報通信研究機構
- 二 国立研究開発法人物質・材料研究機構
- 三 国立研究開発法人産業技術総合研究所

(計量法施行令の一部改正)

**第一百二条** 計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改める。

第十七条第二項、第二十二条及び第二十五条第二号から第四号までの規定中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

- 一 国立研究開発法人産業技術総合研究所
- 二 国立研究開発法人産業技術総合研究所
- 三 国立研究開発法人産業技術総合研究所

第二十六条の二第二号を次のように改める。

二 国立研究開発法人産業技術総合研究所

第二十六条の二第四号を次のように改める。

四 国立研究開発法人国立環境研究所

別表第四第一号中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正)

**第一百三条** 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号及び第二号を次のように改める。

一 国立研究開発法人日本医療研究開発機構

二 国立研究開発法人情報通信研究機構

別表第二第五号から第七号までを次のように改める。

五 国立研究開発法人物質・材料研究機構

六 国立研究開発法人情報通信研究機構

七 国立研究開発法人放射線医学総合研究所

別表第二第十号から第十二号までを次のように改める。

八 国立研究開発法人科学技術振興機構

九 国立研究開発法人理化学研究所

十 国立研究開発法人海洋航空研究開発機構

十一 国立研究開発法人防災科学技術研究所

十二 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

十三 国立研究開発法人理化研究所

十四 国立研究開発法人防災科学技術研究所

十五 国立研究開発法人海洋研究開発機構

十六 国立研究開発法人防災科学技術研究所

十七 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

十八 国立研究開発法人防災科学技術研究所

十九 国立研究開発法人防災科学技術研究所

二十 国立研究開発法人防災科学技術研究所

二十一 国立研究開発法人防災科学技術研究所

二十二 国立研究開発法人防災科学技術研究所

二十三 国立研究開発法人防災科学技術研究所

二十四 国立研究開発法人防災科学技術研究所

二十五 国立研究開発法人防災科学技術研究所

別表第二第三十号から第三十六号までを次のように改める。

三十 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所

三十一 国立研究開発法人農業生物資源研究所

三十二 国立研究開発法人農業環境技術研究所

三十三 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

三十四 国立研究開発法人森林総合研究所

三十五 国立研究開発法人水産総合研究所センター

三十六 国立研究開発法人産業技術総合研究所

三十七 国立研究開発法人第三十九号から第四十一号までを次のように改める。

三十八 国立研究開発法人海上技術安全研究所

三十九 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

四十 国立研究開発法人港湾空港技術研究所

四十一 国立研究開発法人建築研究所

四十二 国立研究開発法人第43号から第45号までを次のように改める。

四十三 国立研究開発法人海上技術安全研究所

四十四 国立研究開発法人港湾空港技術研究所

四十五 国立研究開発法人電子航法研究所

四十六 国立研究開発法人第49号を次のように改める。

四十七 国立研究開発法人国立環境研究所

四十八 国立研究開発法人第49号を次のように改める。

四十九 国立研究開発法人国立環境研究所

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正)

**第一百四条** 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「独立行政法人日本医療研究開発機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

(産業技術力強化法施行令の一部改正)

**第一百五条** 産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

別表第一号及び第二号を次のように改める。

一 国立研究開発法人日本医療研究開発機構

二 国立研究開発法人情報通信研究機構

三 国立研究開発法人放射線医学総合研究所

四 国立研究開発法人理化研究所

五 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

六 国立研究開発法人理化学研究所

七 国立研究開発法人物質・材料研究機構

八 国立研究開発法人理化研究所

九 国立研究開発法人放射線医学総合研究所

十 国立研究開発法人理化研究所

十一 国立研究開発法人理化研究所

十二 国立研究開発法人理化研究所

十三 国立研究開発法人理化研究所

十四 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

十五 国立研究開発法人理化研究所

十六 国立研究開発法人理化研究所

十七 国立研究開発法人理化研究所